

所謂東洋的専制主義と共同体

増 淵 龍 夫

一九五九年に公刊されたウィットフォーゲル氏の大著「東洋的専制主義」は、最近邦訳も刊行されたが、日本の、少くとも東洋史学界においては、むしろ、ひややかに迎えられるといつてよい。戦前、日本の中国研究者の間に、新しい科学的方法にもとづく研究としてあれほどもてはやされ、多くの追隨者を生んだ同氏の東洋的社会的理論と、最近の氏の研究との間には、その研究それ自体の中にそれほど大きな変貌があったのであろうか。たしかに、氏のアメリカ移住後、氏の研究には文化人類学的方法の影響がみられる。しかし、東洋的社会に対する氏の基本的視角は、その後の新しい概念的アパラートの附加にも拘らず、基本的には変っていない、むしろ或る

意味では、氏の近著における政治的色彩の強い、現代中国に対する一方的評価、そこに氏の所謂東洋的専制主義の復活を強調する、その視角は、西欧的市民社会に価値規準をおくことによつて、それとの対比において、外側から、東洋的社会的「アジア的」特性を類型的に把握する、戦前の氏の中国研究の視角と、決して無縁ではないのである。そのような視角からする東洋的社会的類型的把握の帰結するところの或る種の危険を、氏の近著は端的に示していることについては、二、三年前に私は別の機会に(1)関説したことがあるので、ここでは詳述しない。ウ氏の業績に対する戦前と戦後のわが国の学界の評価の変化は、氏の研究自体の変化にもとづくよりも、むしろ、戦後における日本の学界の中国史研究の問題関心が、戦前のそれに比して、大きく変化して来たために外ならな

い。そこでは、ウ氏等により提唱された東洋的社会的停滞性の理論の克服が、戦後の日本の若い研究者の共通の課題となったとさえいってよい。中国における新しい政治的・社会的変革の歴史的性格を、中国史の流れの中で主体的に理解し、正しく位置づけるためには、停滞性の理論をもってしては不可能であるという認識から、それは発しているのである。そして、それには、中国の歴史学界におけるさかんな時代区分論争が、大きな刺戟を与えて来たことも、また事実である。問題は、戦後十数年多くの業績をかさねて来た日・中両国の歴史学界のこの新しい傾向は、果してその意図の如くに停滞性の理論を真の意味で克服したであろうか、という点にある。この点から、戦後十数年のわが国の中国史研究の歩みを検討し反省してみることが、私たちの当面している問題を明確にし、今後の研究の出発点を確認する意味においても、必要なことであろう。歴史学研究会は、一九六一年大会において、「アジア史研究の課題」というテーマを提出し、数人の共同報告の形をとって、上述のような問題の検討を要請した、私もその共同報告者の一人に指名されたが、準備不足その他の事情のため、ここでは、課題

は十分には果されなかったといつてよい。私がそこで意図しながら果せなかった課題について、ここでは、最近日本で発表された注目すべき若干の研究の検討を通じて改めて考えて見たいと思う。本号の編集が、歴史学の理論的諸問題をとりあつかうという方針なので、実証はなるべく簡略化して、一種の展望的論文の叙述の形式をとった。

- (1) Wittfogel, K. A.: *Oriental Despotism, a Comparative Study of Total Power*, Yale Univ. Press, 1957. (アジア経済研究所訳「東洋的専制主義」昭和三十六年)
- (2) 拙稿「中国古代デスポティズムの問題史的考察」歴史学研究二二九号、一九五九、拙著「中国古代の社会と国家」序論「中国古代社会史研究の問題状況」、一九六〇。

二

戦後における停滞性理論克服の試みは、日・中両国の学界においてともに、定式化された史的唯物論のあの普遍的な発展段階概念をもって、奴隸制、封建制、資本制の分期を、中国史の中で明らかにしようとする形をとって行なわれた。しかしながら、たびたび別の機会でもすべて来たように、ギリシャ・ローマや西洋中世の史実か

らの高度の抽象化によって構成された、あの奴隸制、封建制という史的唯物論の定式化された概念をもって、中国史の各時期の中から、単に部分的な形態の類似だけを安易にさがし求める、という仕方をつづけて行く限り、実りある成果を期待することは無理であった。殊に秦漢帝国およびそれ以降の中央集権的国家体制とそれをささえる複雑な社会構成は、単に、そのような概念の安易な適用によって、そこに点在する豪族の大土地所有者の隸属民の性格規定を行うことだけでは、解釈のつかない、さまざまな困難な問題を内蔵していたのである。そのような困難な問題に直面して、理論的には、等しく生産力と生産関係の弁証法的発展の立場に立ちながらも、そこに継起する奴隸制・封建制のとする具体的形態は、それぞれの民族史においては必ずしも一様ではない、という理論的反省が生れてくる。奴隸制或は封建制のアジア的形態が、ここで問題として提起されてくるわけである。

秦漢帝国以後唐末までを、奴隸制のアジア的形態として理解しようとする試みは、今日日本の学界における有力な見解である。そこでは、専制的国家権力が直接人民の一人一人を把握する個別的・人身的支配が基本的体制

なのであって、この国家権力と一般の土地保有農民との間に見られる支配、被支配の関係は、徭役・租税等によって媒介される生産関係と見るべきである、とする見解が立てられている。そしてそのような生産関係は徭役を基本とするものであり、そこでは私的土地所有が実現していないと見る見解から、個別的人身的支配にもとづく一種の奴隸制と解するのである。他方、この国家と一般人民との間の基本的関係にあらわれる租税・徭役等の収奪関係を、国家的土地所有にもとづく封建的地代と解し、封建制のアジア的形態と見る見解が一方にある。この両見解は、究極には、均田法的土地所有関係をどのように理解すべきか、ということによって分れてくるのであるが、いずれも専制的君主権力による直接的な人民支配という、秦漢帝国以降の制度的な基本構造に視点を置いて、それを単なる政治的支配の制度とは見ず、それ自体を生産関係と見、唐以前と以後とのこの基本的な生産関係の歴史的性格の相違により、時代区分を行おうとする点においては、同一である。これは、史的唯物論の普遍的な段階概念の形態的類似を部分的に求めて、単に民間の所謂豪族地主の隸属民が奴隸であるか農奴である

かのみを争い定めようとする公式的議論にくらべれば、方法的にも一見すぐれているように思われる。しかしながら、このような解釈は、果して停滞論的視野を克服したことを意味するであろうか。

そこで問題とされている、奴隸制或は封建制の「アジア的形態」は、史的唯物論にもとづく普遍的な発展法則を図式化することなく、民族史のとする特殊的具体的形態の中で検証しようとする苦心のあらわれであるが、しかし、そこで「アジア的」ということばでとらえられている中国の特性は、中国史の展開を内面からささえる主体的要因としてとらえられているのではない。それは、ヨーロッパ史から概念的に構成された発展過程を「正常」とする視角からとらえられている。そこでいう「アジア的形態」とは、中国の外側に典型として設定された正常な発展過程を阻止し変形する条件としてとらえられているといつてよい。国家的土地所有とか、専制君主権力による個別的人身的支配とか、いうのはそれである。素材には、従来あきらかにされてきた税制・徭役制・兵制等の制度史的な外郭機構を、そのまま生産関係におきかえて、「正常的」発展過程のとする典型との形態的相違を

「アジア的」特性として把握した一種の類型的把握である。そのような制度を現実に動かしささえているところの下部の社会的構造の主体的追求から、問題が構成されているのではない。

「アジア的」性格のそのような類型的把握の視角は、その意味では、所謂「東洋的専制主義」の概念のよって立つ視角と共通のものである。ウィットフォードの研究、あの大規模な治水灌漑を決定的要因とするかれの所謂東洋的社会的理論は、学説史的にいえば、マルクスの所謂アジア的生産様式を歴史発展の継起的段階としてはなしに、西洋的社会的発展とは類型的に異なる東洋的社会的特殊な生産様式として解釈し、検証しようとするものであった。そして、そのような生産様式特殊化の契機として、生産力の自然的基礎、すなわち水の問題をとり上げることによって、東洋的専制主義を成立せしめる経済的基礎とそこから帰結する東洋的社会的停滞性を明らかにしようとした、ことは周知のところである。今までも、たびたび別の機会に触れてきたように、かれのこのような東洋的社会的類型的把握の底には、比較の規準を西欧的価値規準におくことによって東洋をとらえる、

あの十八世紀後半以降の西欧学者に伝統的な東洋社会観が、なお根強く作用している。それは近代西欧思想の自己意識の過程につくられた産物であって、そこではすでに中国自体の内面からではなしに、外側の西欧的価値規準から「自由」に対して「専制」が、「発展」に対して「停滞」が東洋的社会を特徴づけるものとして、対比的に観念されている。氏の近著においてもこの視角は一貫し、そこで強調されるのは、「水利社会」の国家権力の強力な全体主義とその下での民間の諸権利の弱さであり、西欧的「自由」の尺度で、外側からその非自由さを測定することが、その類型化の基調をなしている。そこで観念されている「発展」ということは、そのような西欧的市民社会の価値の実現過程に外ならないのであって、従って、そのような西欧的価値に規準をおいて、外側からそれとの比較において中国社会を類型的に把握する限り、中国の歴史を動かして行く主体的な契機を中国社会自体の中から見出す道が閉ざされることになるのは当然であって、そこに停滞性論が帰結されるわけであり、従ってまた、そのような停滞を打破る契機は西欧的勢力の外側からの影響によってのみはじめて与えられるという

発展外因論も、同一視角から生れてくるわけである。その意味で停滞論を克服する道は、何よりも先ず中国史の主体的理解のための内面的視角の確立でなければならぬ。

その意味では、さきの、奴隸制或は封建制のアジア的形態を中国史の中に求めようとする試みは、その意図にも拘らず、停滞論的視野を克服したとはいえない。そこである「アジア的」という概念は制度史研究の成果を上述のように外在的視角からする東洋的専制主義の概念をもって外側かな類型的に把握するところに成立したものであるからである。従ってそのような視野の枠内において、奴隸制・封建制と時期を劃しても、それは中国史の制度史上の外郭機構の示す形態上の時期的相違を、典型的概念との比較によって類型的に把握するにとどまるものであって、そのような制度をささえ動かしている下部の社会的諸関連の主体的追求がきわめて不十分なのであるから、そこで劃された諸時期間の移行過程の解明は説得力を持たない。総じて、今日、奴隸制・封建制の概念をもってする中国史の時代区分が諸説まちまちであり、十分な説得力をもって統一的見解に達していないのは、

一つには、上述のような中国史の内側からする主体的理解のための内面的視角が確立されていないから、といってもよい。それならば、そのような内面的視角の確立とは、どのような探究を意味するのであるか。

三

秦漢帝国の基本構造を専制君主による個別的人身的な人民支配の体制にあるとし、それをば特殊な奴隸制の形態として解釈し主張してきた、西嶋定生氏は、最近大著「中国古代帝国の形成と構造」を著わして、二十等爵制、殊には民爵の内面的解釈を通じて、その研究視角に大きな転換を示した。秦漢帝国の基本構造が、皇帝の全人民に対する個別的直接的支配の関係にあるとすることは、西嶋氏の新研究においても、前提となる。氏の新しく提出している問題は、この皇帝と人民との支配・被支配の関係を、従来のように、単にむきだし力の関係によって結びつけられたものとして、そこに既成の階級的対立関係の概念をあてて解釈するのではなくして、そのような支配関係を成立せしめる固有な場、すなわち、両者の間に内在する固有な秩序関係を、先ず当時の伝統的觀念

に即して明らかにしようとしたことである。そのことを解く手がかりとして、氏は、漢代の一般庶民が、無籍の流民や賤民・奴婢をのぞいて、すべて一様に天子から爵を与えられているという制度的事実注目し、単に貴族や高級官僚のみではなく、一般庶民にいたるまで、等級の差こそあれ、すべて有爵者であるというこの事実から、爵制のもつ伝統的性格に即して、爵を通じて結ばれる天子と人民との内面的結合関係の意味、そこに設定される両者の間の秩序構造を、内在的に明らかにしようとしたのである。氏の解釈によると、この漢代二十等爵制は、周代の五等爵を継承する伝統的性格のものである。ただ後者にあつては爵制は、支配諸氏族を天子を中心とした秩序構造に編成するためのもので、一般の民はそれに関与することはなく、ただ族制的秩序が彼等を規制していた。戦国以降、支配氏族の側においても被支配氏族の側においても族制的規制が解体し、そこに個別化された家長制的農民家族が析出されてくる。この族制的秩序の解体から個別化された一般庶民を、新たに、天子を中心とした拡大された秩序構造の中に包摂し編成する媒介の役割を果たすが、秦漢の二十等爵制である。そし

て、当時、一般の民の聚居する現実の生活の場である里は、族制的秩序の解体により、すでに異姓雑居の地縁社会となっており、里の自律的秩序は弱化或は喪失していたが、老幼を問わず一律に級数累積という独特な賜爵方法をもつ民爵制は、老と高爵、幼と低爵という結果をもたらし、そこに弱化し潜在化していた里における齒の秩序を、他律的に顕在化し強化する機能を果した。このように皇帝による一般人民に対する爵の授与は、一般人民の現実の生活の場においては、里の秩序形成の役割をはたすのであるが、それは同時に個々の人民を皇帝に結びつける爵的身分秩序によって裏付けられているのであって、爵制によって形成される里の秩序は、同時に国家的秩序そのものである。旧く周代においては、天子と諸侯、諸侯と卿・大夫・士の、氏族貴族相互間の礼的秩序であった爵制的秩序が、秦漢帝国においては一般庶民にまで拡充されたということは、そこにおける皇帝の人民支配が、伝統的価値体系の援用の上にはじめて、その正当性を獲得することを意味するのである。爵の伝統的觀念によれば、天子も亦爵称の一つなのである。天子は爵制的秩序を超えた存在ではなく、その秩序構造の中

心に位するその一員なのである。そのような爵の伝統的觀念は、天子は天命をうけて民生を計る責任者であって、その限りで人民統治の正当性を与えられ、天子の行動が恣意的にこの正当の支配の枠外に出るときは天命を喪うとされる、あの徳治主義的な政治理念にもとづく伝統的皇帝觀と対応する。爵制的秩序とは、このような天子を中心として一般人民にいたるまですべてのものを單一集団内の身分的秩序構造の成員として位置づけ、そこではその相互の間に爵の觀念を媒介として連帶的意識が結成されることが理念とされていたのである。秦漢帝国の皇帝権力の全人民に対する所謂個別的人身的支配の体制は、このような伝統的性格をもった爵制的秩序の場において実現され、正当化される。従って、そのような皇帝と人民との關係を示す爵制的秩序構造の伝統的性格の中には、皇帝による人身的所有とか奴隸制的支配とかいう觀念は含まれていず、また国家的土地所有が、皇帝と人民とを結びつける媒介となっているのではない。皇帝と人民とは、爵制的秩序構造の成員として位置付けられており、人民に課される人頭税(賦)や田租は、そのような爵制的秩序構造の成員として当然負担すべき義務と

しての伝統的性格をもち、その収奪はそのような伝統的性格によって正当性を得ていたのであり、それはまさしく人民に対する民爵賜与と対応するものであった、天子を父とし、人民を赤子とする家族国家の理念も、爵制的秩序の中に齒の秩序であった族的秩序が擬制的に導入されていることの表現でもある、という。

以上のように、西嶋氏は、秦漢帝国の基本構造を皇帝の全人民に対する個別的支配にあると考え、この基本的関係である皇帝と人民との関係を、従来のように、中国の外側でつくられた既成の普遍的概念で規定するのではなくして、それ自体に賦与されている固有な意味関連を、爵制という特殊具体的制度の伝統的性格の追求によって、内在的に明らかにしようとしたことは、主体的理解のための内面的視野の確立のころみとしても、きわめて重要な着眼として高く評価しなければならぬ。

このように氏は、そこで設定された皇帝と人民との関係の意味の解釈において、所謂「東洋的専制主義」の概念の適用を拒否し、その概念の示すような君主と人民との関係の在り方は、爵制的秩序構造の理念においては、正当性を獲得し得ないとする。そしてさらに注目すべき

ことは、そのような爵制的秩序の理念を、単に理念としてだけでなく、それに現実的基盤を与えるために、人民の現実の生活の場である里の秩序を爵制との関連において追求しようとした点である。ここに、国家秩序と里共同体との関係が正面からとり上げられているのである。

このきわめて重要な、そして困難な問題を正面からとり上げた点については、敬服の念をいだく者であるが、しかし、その問題追求の視角とその方向へ推論をかさねる史料解釈については、若干の疑問をいだかざるを得ない。氏の研究の貢献に対する積極的評価はまた別に記することに、今、疑問とすることだけをここに記すと、それは第一に氏の中心的論点、すなわち、里の秩序が爵制によって他律的に規制されたものとする解釈についてである。氏が「東洋的専制主義」の概念援用を拒否しながら、里共同体の把握においては、その自律的秩序機能の喪失を前提として想定し、賜爵を通じての国家権力による他律的な秩序形成と（しかも族的秩序の擬制としての齒位秩序の復活強化）解したのは、官製里共同体の一方的な国家隷属を主張すると同一結果をもたらし、動きのとれない構造論におち入ることとなった。その点に

おいては、氏が拒否したはずの、あの「東洋的専制主義」概念における共同体の位置付けを更に展開した形と、結果において類似したことになるのではなからうか。

民爵授与の方法から知られるように、爵は民の貧富にかかわらず一律に一級ずつ全人民に与えられるものである。同一の爵位をもつ民であっても、その社会的実体は実にさまざまである。郷曲に武断する土豪も、一夫五口の小農民も、爵位の上からは何等差別をうけない。里における現実の秩序が爵の上下によって規定されたという事実を示す適確な史料は、西嶋氏も提示していないし、私もまた知らない。氏の研究にも示されているように、現実の国家秩序の担い手である官僚組織においては、すでに現実の官秩と爵位とは対応しなくなっているのである。民爵と同じ級数累加の方法をとって授与される五百石以下の吏爵の場合には、殊にそれがはなはだしい。ひとり一般庶民の場合のみ、爵位と現実の秩序とが対応すると解するのは、何故であろうか。さまざまな史料を駆馳して、その方向にきわめて鋭利且論理的に推論を構成して行く西嶋氏の視角に、個別的人身の支配を強調しそれをアジア的な総体的奴隸制の展開形態と解した

かつての西嶋氏の残映を、私はそこに彷彿としてみとめざるを得ない。氏は、里の秩序が爵によって他律的に規制される前提として、族的秩序の解体による里の自律的秩序の喪失を挙げる。たしかに秦漢時代の里には異姓雑居が多く見られるが、その故をもって自律的秩序の喪失と解することはできない。族制的秩序の解体過程において、分解された個々の家々が相あつまって、それに代る又それを補強する新しい秩序が自律的に形成されてくる点に、実は重要な問題がひそんでいるのである。漢代の父老的土豪、また一般に豪族と呼ばれている大小さまざまの土着勢力の維持する秩序は、すなわちそれである。例えば、多くの避難民からなる田疇の移住聚落の事例を見ても、何等国家的規制をうけることなくして、そこに程なく自律的秩序が形成されてくることより見ても、族制的秩序の解体により異姓が入り交る聚居形態にうつったからといって、自律的秩序を喪失したという前提はなり立ち難いと思う。

このような土豪・豪族の存在を、もちろん西嶋氏は否定するのではない。ただ氏は、これらの維持する自律的秩序を、爵制的秩序の理念の実現をばばむもの、それを

乱すもの、理念的原則に變貌を加える変則として正当には位置づけず、その研究の最後において、原則的な爵制的秩序が十分に実現されたのは、新たに民を他処より徙して新設した新邑、すなわち過去の族制的秩序から切断された秦漢時代の新設の県においてであるとして、地域的相違の問題をもってこれを解決しようとする。国家権力に対する自律的秩序の強弱の問題についての地域別的研究の必要は私もかつて提唱したところで、地域的相違の問題は十分考慮に価する問題ではあるが、それはあくまで自律的秩序の強弱との関係においてであって、その機能喪失を前提とするものではない。例えば、徙民により新邑を新設した場合でも、最初に徙されてきた人々相互の間には、老少さまざまな年齢の相違はあっても、その後、賜爵の機会をいくら重ねても爵位上の等級の差は生じないのであって、爵位と齒位とが対応する関係が成立するのは、その子・孫の代においてであり、そのような長い年月の間には、実際の社会的経済的關係にもとづく何らからの自律的秩序が強弱の差はあれ形成されてくるであろう。さきの土豪・豪族の問題も、決して前代の遺制として秦漢帝国に残留しているものだけではなく、

秦漢時代の社会経済的条件の中から自生的に発生して来たものも多いのである。里の自律的秩序の喪失という、氏の立論の大前提は、その意味でも、地域的差の問題のみに解消できない性質のものであるろう。本質的な問題は、氏の爵制的秩序の解釈自体の中にひそんでいるのではないだろうか。

即位その他の国家の慶事毎に、全人民に対して爵一級を与えるという民爵賜与の方法は、それが度重なって行けば、結果としては、西嶋氏が俊敏にも指摘したように、民爵授与の機会に接することの多い者ほど、すなわち年長者であればあるほど、爵級が重ねられて行き、数学的には齒位と爵位とが対応して行くことになり、里における齒の秩序を国家の爵をもって顕在化し強化するという氏の論理が生れてくるのであるが、そもそも漢の高祖が漢の社稷を立て民に爵一級を賜わったときから、そのような結果をあらかじめ予想して、すなわち齒位と爵位との適応關係の成立をあらかじめ意図して、級数をもってする民爵授与の方法を定めたのではあるまい。納粟授爵や軍功爵や爵の売買等のそれをみだす要因を除外して考えれば、国家の慶事毎に級数をもって累加する民爵授

与の方法は、たまたま結果として、やがて齒位と爵位との合致をもたらすことになるというのは、西嶋氏自身の手づぐれた発見であり、級数累加の方法をもってする国家の民爵授与の意図自体の中には、賜爵による齒の秩序確立の里の秩序形成の意図までは含まれてはいなかったのではなからうか。もしも含まれていたのだとすると、五百石以下の吏爵の場合も、民爵と同じく級数累加の授与の方法がとられていることが、何の意図にもとづくか、説明がつかなくなる。五百石の吏から斗食の佐史にいたるまで、等しく同一級数の爵が累加的に授与されるということは、那国の府廷における彼等吏の間にもやはり爵位と齒位との合致を結果としてはもたらすであろうが、それはすでに官職の体系とは乖離して何程の意味もたないことは、ここでことわるまでもないことであろう。それ故、氏は、賜爵による里の秩序形成のために、里における自律的秩序機能の喪失を前提とする。そのような前提それ自体が、実は、最も検討を要する問題であろう。皇帝と人民との内面的結合関係を爵制のもつ伝統的性格によって内在的に理解しようとした西嶋氏の試みは、その着眼においてきわめてすぐれたものであった。天子

より一般庶民にいたるまですべてのものがこの爵制的身分秩序構造の成員として位置付けられるとする、氏の解釈は、正しく、皇帝の人民支配が実現される場としての、天下の秩序の理念に沿うたものであった。しかし、氏は、これを単に理念としてのみではなく、さらにすすんで、民爵授与の級数累加の特異な方法を居延簡の中からさがし求め、それが結果において齒位の秩序と合致することを発見し、それによって、民の現実の生活の場としての里の秩序が規制されると解して、爵制的秩序のもつ現実性を里の秩序形成機能に求めようとされた。この点は、まことに、氏の鋭いしかも幾何学的ともいえるきわめて論理的な構想力を如実に示している点で、凡庸な制度史家のくわだて及ぶところではないのであるが、しかし、私は、その点に、氏の論理的構想力の行きすぎがあるのではないかと思う。爵制的秩序に現実性を与えるために、それと里の秩序との適応関係をあまりにも完全な形で追いついたのである。その結果、最後に現実の生きた社会の自律的秩序の複雑多様な実体にぶつかり、その処置に困って、それを爵制的秩序の理念原則をみだす交会的なものとして、地域的相違の問題に解消させ、爵

制的秩序実現の場を、新設の秦漢的県に限定せざるを得なくなったものと思われる。しかしそこでも問題が残ることは前述の通りである。そしてそのような行きすぎを犯させたものは、国家権力が民間の一切を一方的に律するという西嶋氏になお根強く残る制度史的デスポティズム論的視野ではなからうか。

里の自律的秩序機能喪失の前提の下に、賜爵を通じて国家権力による他律的秩序形成という構想によって落入らざるを得なくなった、動きのとれない構造論を脱却する道は、何より先ず、里の自律的秩序機能喪失という大前提の再検討の外にはない。そして、そこに形成される大小さまざまな土豪・豪族の維持する自律的秩序を、国家的秩序を乱す変則的なものとして単に対立的に位置づけるのではなく、それを予定し、それを制度的機構の中に包摂して行くものとしての現実の国家秩序をそれとして問題としなくてはならないのであろう。そこでは、爵制的秩序論では疎外された、民間の土豪・豪族を現実の国家秩序の中にどう位置づけるか、ということが、改めて問題となってくる。すべてを国家権力による他律的形成と解する視野においてでなく、そこに内包さ

れる特殊具体的な自律的秩序に視点をおくとき、はじめ、主体的理解が可能になってくるのではなからうか。

四

昨年、浜口重国氏は「漢唐の間の家人」という言葉について」という論文⁽¹⁾を發表し、そこにおいて注目すべき発言をなしている。

氏は、漢唐の間の文献に見える「家人」ということが、どのような意味で使われているかを検討し、殊に漢代文献において、一般庶民のことを「家人」ということばで呼んでいるのに、官吏のことは「家人」とは呼んでいないことに注目し、次のような見解を提示している。すなわち、庶民を家人と言うに至ったのは、天子は天下を一家とし民はその家のものであるとする考え方と大いに関係があるもので、勿論君主の側から言ったことばであり、私家において同居親乃至近親者及び家の奴婢を併せて家人と言った呼び方の極大になったものであるが、万民が漢家の家人だという考え方からすれば当然庶民のみならず、官吏或はその母胎となった士族も包含されてよい筈であるのに、しかし実際は彼等は天子の家人から

除外されている。これは単なる言葉の意味だけの問題として片付けるわけには行かない。何故なればこの明瞭な事実立って判断すれば、漢の天子が己が家人として直接的に支配し得たのは、一般庶民層のみであって、官吏の母胎をなした士族は、天子から官職爵位を賜わり俸禄をうけても、天子の家人ではなく、むしろそれぞれ独立した家の主であり、威権や物質力に天地の差はあっても、基本的には漢家と区別はなく、いわば主客の關係に置かれた、ということが、自然に理解されてくるからである。言い換えれば、漢の君権は、普通考えられている程強大無比な構造を持っていなかったであって、そうであればこそ、漢の政治は地方の有力者との協力の形態をとらざるを得なかったのである、君主が現実を持ち得た威権の大小と、君権の基礎構造とは一応別個のものである、と考えねばならない、というのがその論旨である。

私もかつて、戦国官僚制の成立の問題を考察したとき⁽²⁾、そこに成立する君主と官僚との關係は、主客の關係と同一性格のものであることを論証したのであるが、その場合、考察の中心を郎官におき、それが漢代官僚機構においても、中枢的存在として存続して行くことを指摘

するにとどまった。しかし、その郎官は、漢代においては、孝廉察舉の制が確立してくると、多く郡県の掾史出身者がこれに任ずることになるわけで、しかも郡県の掾史は多く土着の豪族が之に任ずることを想起すると、私の考えていたことは、この浜口氏の見解によって一つの支柱を与えられてくるのである。

浜口氏は、すでに戦前において、漢代の地方官の本籍地の問題を考究し⁽³⁾天子の任命にかかる郡県の長官(太守・令・長)及び次官(丞・尉)はその本籍地の郡県に任用されることは回避せられるが、その下の課長級の掾史は、その郡県の出身者が任用され、その任命権は郡県の長官がにぎることを明らかにされ、漢の地方政治は、天子が派遣した他郡出身の郡県の長官次官級のもの三、四名と、当該郡県の出身者で材幹徳望あるものとして任用された功曹以下の課長級のものとが協力してやっけて行くという形態をとっており、これを隋唐に比べると、専制政治だといっても、未だ緩やかな統治機構にあった、という見解を発表されていた。私は、浜口氏が明らかにした郡県統治の在り方をより具体的にするため、これら功曹以下の郡県の掾史が多く同姓的結合と主客結合にも

とづいてその地方に大小の規制力をもとももっている土着の土豪・豪族層であることを例証し、そのような漢代郡県制の実態を、その成生過程を通じて明らかにするため、郡県制の成立過程を従来の通説とは別の角度から、すなわちそれをささえる社会的条件との関連において、春秋時代にまでさかのぼって追求した。そして郡県制成立の過程において、それに抵抗する土着の族的秩序の根深い伝統を指摘し、そのような族的秩序の解体後も分解された個々の家々は新たな結合方式のもとにむすび合って新たな形の土着勢力を生み出し、それが郡県制的支配にどのような形で包摂され、また郡県制的支配の実態をどのように規制して行くか、という問題の一端の解明に着手したのであった。

そのような私の関心は、秦漢帝国の基本構造を皇帝の全人民に対する個別的人身的支配にあるという見解を強調する余り、制度史研究の明らかにした外郭的機構の表面的解釈を墨守して、その機構のかげにかくされている自律的な民間秩序を追求する困難な課題に立向うことなく、族制的秩序の解体をもって共同体の解体と見る一般の見解に対して、大きな疑問をもつことから発していた

のであった。さきの西嶋氏の爵制的秩序に関する研究は、皇帝の全人民に対する個別的人頭的支配の体制を、外側から既成の東洋的専制主義の概念で律することを排し、固有な伝統的意味をもつ爵によってむすびつけられる皇帝と人民との秩序構造を内在的に解明しようとする点に、多大な敬意と共感をささげるものではあるが、ただ、その場合、族制的秩序の解体をもって里の自律的秩序機能の喪失（共同体の解体）と解し、賜爵による里の秩序形成を、国家権力によって他律的に遣制としての齒の秩序（族制的秩序）、を復活させるものと解する点に、依然として納得できない多くの疑問を感じたことは前述の通りである。国家権力による他律的な遣制の復活ではなくして、郡県制の外郭機構によって表面的には覆われているが、そのかげにひそんで却ってそれを内面からささえ、規定している、新たに再組織された自律的な（共同的）秩序を、引出し、それを秦漢帝国の歴史展開をささえる主体的要因として位置づけ解明する道はないであろうか、そのような主体的理解のための内面的視角の確立は、どのようにして可能であろうか、ということが、私の最も切実な関心事であったのである。そのためには

共同体を教義的に固定した形態で問題とし、その規準で史料をさがし求めて解釈することは東洋的専制主義の概念構成の視角と同一視角におち入り、動きのとれない構造論から脱却できなくなるであろう。共同体を形態的に里にのみ固定して考えるのは正しくはないであろう。それは、一応土地を私有し、戸に分解している、当時の民に対して大小さまざまな社会的規制力を与え、しかもそれが何らかの共通な課題の共有によってささえられている力の組織として考えるべきであろう。それは、国家権力以外にもあったのである。私のいう自律的秩序とはそれであって、それはさまざまな形態をとる。所謂土豪・豪族のもつ社会的規制力もその一つであろう。彼等が郡県の掾史に任ぜられることによって、その自律的秩序は、地方統治の外郭機構のかげにかくれるが、実は、それは破壊されるのではなくして、郡県制の外郭機構のかげにかくれることによって、内面からそれをささえ動かす主体要因として作用し、一方においては、個別的人身的支配に協力してその実現をはかり、他方においては、それによって、その自律的秩序の温存強化の結果をもたらしたのではないか、ということとは、他の機会にも提言

したところである。その点を具体的に実証して行くことは、今後の私の課題であり、漢代郡県制の地域別的考察に着手したのは、そのような意図からなのではあるが、今ここで、断片的に二、三の事例を附加して、私の提示したい問題の所在のみを明らかにしておきたい。

- (1) 山梨大学文学部研究報告第十一号、昭和三十五年。
- (2) 拙著「中国古代の社会と国家」第二篇第一章、戦国官僚制の一性格。
- (3) 浜口重国「漢代における地方官の任用と本籍地との関係」歴史学研究一〇一、昭和十七年。
- (4) 浜口重国「隋の天下統一と君権の強化」、日本諸学振興委員会研究報告、特輯四号、歴史学、昭和十七年。
- (5) 上掲拙著第一章、漢代における民間秩序の構造と任侠的習俗。
- (6) 上掲拙著第三篇第二章、先秦時代の封建と郡県。
- (7) 拙稿「漢代郡県制の地域別的考察」、中国古代史研究会編「中国古代史研究」所収、昭和三十五年。
- (8) 拙稿「中国古代デスポティズムの問題史的考察」歴史学研究二二七、昭和三十五年。

五

後漢末の巴郡太守張納碑（隸釈卷五所録）の碑陰には、

巴郡の掾史七十三人の姓名が、それぞれの本籍県名と官職名とを附して刻されている。行丞事従掾位一人、主簿・主記掾・録事掾・上計掾各々一人、議曹掾五人、文學主事掾一人、従掾位四人、尉曹掾・金曹掾・漕曹掾・法曹掾・集曹掾・兵曹掾・比曹掾・功曹史・文學掾各々一人、待事掾六人、文學主事史一人、奏曹史二人、戸曹史三人、戸令史一人、獻曹史一人・辞曹史二人、賊曹史四人、右賊曹史一人、決曹史一人、右金曹史・左金曹史・左倉曹史・右漕曹史・法曹史・右集曹史・右兵曹史・比曹史各々一人、中部督郵・南部督郵各々一人、監市掾一人、中部案獄一人、府後督盜賊一人、文學史一人、守屬八人がそれである。

従来官僚機構の研究は、郎吏以上の高級官僚のそれにかぎられ、地方の民政の實際に最も関係の深い郡県の掾史以下の下部官僚機構は、漢書百官表にも記載がなく、その詳細は知られていなかった。しかし、それはきわめて尨大な組織をもつものであって、例えば、後漢の河南尹の員史は掾史以下九百余人を擁するといわれ(統志劉注引漢官)、東漢の当初会稽郡の掾史は五百人以上の多きに達していたと報じられている(後漢書陸統伝)。嚴耕望

は最近この尨大な組織をもつ地方統治機構⁽¹⁾について、その機構的側面を明らかにした。それによると、郡県の下部官僚機構は、太守・丞の下に地方行政の實際に当るその地方出身の多くの掾史がおかれるわけであるが、それらの掾史のうち、その職権から見るとその地位最高のものは功曹・五官掾・主簿・督郵等である。そのうち功曹は諸曹を統轄して、後述するように郡統治の實権を握るもので、その統轄下に戸曹・時曹・田曹・比曹・水曹等の民政に当る諸曹、倉曹・金曹・市掾等の財政を掌る諸曹、集曹・漕曹・法曹等の交通駅亭に関する諸曹、兵曹・司馬・塞曹・尉曹等の兵政をつかさどる諸曹、更には治安に任ずる賊曹、司法を掌る辞曹・決曹、教育に任ずる文學等の諸部門がおかれ、それらの各曹には長として掾がおかれ、これを補佐するものとして史がおかれ、これら掾史の下に守屬がおかれる。五官掾は定掌なきようにさだかではないが、その地位は功曹につぐもので郡の右職であり、さらに秘書兼庶務課長ともいふべき主簿があつて、その系統に文書をつかさどる主記室掾史・録事曹史・奏曹掾史・門下掾史があり、太守の侍従・警衛にあたる門下督盜賊・門下賊曹や、謀議に参ずる議曹

(門下讒曹)、太守の私家財政を掌る少府もこの系列におかれる。さらに郡の下の諸属県には、県の令長の下に、より小規模ではあるこれとほぼ同じような掾史の下部官僚機構がそれぞれおかれる。

さて冒頭に例示した。巴郡太守張納碑陰に刻された巴郡の掾史の職名は、その全貌をつくすものではないが、他の碑陰にくらべて比較的詳細である。そこで問題となるのは、これら七十三人の巴郡の掾史以下の下部官僚の社会層である。都合のよいことには、華陽国志卷一の巴志に、巴郡の各県についてそこにおける大姓が記されている。それと、上記碑陰の七十三人の掾史の姓名を、それに附記されている出身県名別に対照していくと、その大半が、華陽国志記載の巴郡の大姓と一致する。ただ、残念なことには、碑陰記載の掾史の姓名のうち、重要な諸曹の掾の十四人の姓名が阙けて不明であるので、残りの五十九人の掾史守属の姓名だけが検証できるのであるが、この五十九人の姓名のうち三十六人の姓は、それぞれ出身県の大姓として華陽国志に記されている。ことに碑陰に明確に刻されている上層の掾の姓は、殆んど全部華陽国志記載の大姓の姓と一致しているから、碑陰で

その姓名が阙けている十四人の掾も、その一致度は高いと推定すると、この比率はもっと高くなるのであろう。

宋書恩倖伝に漢代のことをのべて「郡県の掾史並に豪家より出ず」と記されていることは後述の史料と参照しても大体信じてよい。ところでここに注意すべきもう一つの事実がある。例えば碑陰に記す巴郡の掾史のうち、属県の宕渠県出身者を見ると李姓が多い。讒曹掾の李思、従掾位になった李竝、戸曹史の李含、守属の李平、さらには益州従事になった李元等がすなわちそれである。宕渠県の李氏は、華陽国志卷十二益梁寧三州先漢以来士女目錄によると、後漢に桂陽太守李温を出しているから、宕渠の大姓であろう。このことは郡県の掾史がその地方の土着の豪族であるばかりでなく、同一豪姓から多くの掾史を出しているということを推定させる。郡の掾史の場合には、その出身地は多くの属県に分散するから、この関係は明瞭にはつかみにくい。郡の掾史の場合には、その出身地はその県だけに集中されるから、この関係はより明瞭に知られる。酸棗令劉熊碑(隸釈卷五)の碑陰には、この県出身の県の故の掾史、故の郡の掾史、さらには、この県出身者で嘗て他県の令になったことのある者、その

他この県の処士・好学、合計百八十人の姓名が刻されている。その中、処士・好学をのぞくと、嘗て郡県の役人であった者は七十九人であるが、この七十九人の中、五十四人は十姓で占められている。例えば、酸棗の蘇氏は、県の功曹四人を出している外に、郡の督郵一人、郡の曹史一人、華県の令一人、守東昏県令一人を出している。その他碑陰に刻されている処士、好学を加えれば、蘇氏は処士五名、好学二名が挙げられており、計十五名がそれぞれ出銭している。最も多いのは李氏で、郡県の役人十三名を出し、その外処士四名、好学八名、計二十五名である。また、繁陽令楊君碑（隸釈卷九）の碑陰には、繁陽県の県人で、県の掾史だった者、処士・故民合計百三十四人の姓名が刻されているが、その中七十一人が十姓で占められている。その中最も多いのが申氏で十二名の県の掾史を出している。繁陽県の馮氏は、前漢宣帝のとき弘農太守となった馮揚以降代々二千石を出した名族であるが、後漢に入ると馮勤は郡に仕えて功曹となり、この碑陰には、その一族の中から県の掾史四名を出している。

このように見てみると、郡県の掾史は、土着の土豪・

豪族によって占められているばかりでなく、同一の豪族から多くの掾史を出している関係も明らかになってくる。ここで豪姓とか豪族とかいっても、それはすでに明らかにされているように、経済的にはそれぞれ独立した戸が、同姓の故をもつて、その中の有力な戸を中心に、社会的に連帯して一つの土着勢力を形成し、それによって彼等の間に雑居する異姓の単戸に社会的規制力をおよぼして一つの自律的秩序を形成するもので、その社会的規制力の及ぶ範囲は大小さまざまである。里が異姓雑居だとはいっても、その里が多く多くの異姓を雑えていてもその中に比較的まとまった数の同姓の戸があれば、その中の信望ある有力なものが、その背景の上に里中の雑居異姓に対しても指導力をもち得るわけで、父老的土豪の実体はそのような背景をもつものが多かったであろうと考えられる。この場合でもそうだが、同姓の連帯とか自律的秩序とかいっても、そこで社会的連帯をとりむすぶ同姓の戸は、経済的にはそれぞれ貧富の程度は同じではなく、富戸もあれば貧戸もあるわけで、掾史を出している戸は、必ずしもその中の富裕な大戸とはかぎらない。家貧にし備耕し、のち県廷に給事して掾史になったものも

いるのである。ただその場合でも同姓的結合を背景にもち、しかもその能力が宗人の認めるところとなつて、その支持の上に掾史に任ぜられるのである。韓信のように、家貧にして行なければ吏に推択されることはできないのである。同族といつても、そこに富裕な戸もあれば貧戸もあるわけであるから、その結合関係には有力な戸を中心とする一種の家父長別的な支配関係を内包する。

ましてやその社会的規制力をうける異姓の単戸をうちにふく場合は尚更である。それが形成する自律的秩序はそのような上下の関係を一つの軸とするものである。しかしながら、それを内面からささえているのは集団成員の支持であつて、いかに富裕な戸と雖も、郷族をかえり見ない者は、郷族の譏りをうけて、その結合の中心的存在とはなり得ないことは、朱暉の例にも見られる通りである。里の父老のもつ指導力も同一の構造に立つことは、あらためていうまでもないことであるが、那県の掾史任用の場合にも、このような構造をもつ自律的秩序がその基盤となるのである。

酸棗県や繁陽県の場合のように、県の掾史の大半が十姓内外の豪姓（といつてもさして大きなものではない）によ

つて占められていたということは、上述のような構造の規制力をもつてそれぞれ大小さまざまな自律的秩序を形成している十個内外の土着勢力の基盤を媒介として県の地方統治が行われていることを意味する。そしてこれら土豪の一族のものを那県の掾史に任用するのは、制度上は郡の太守であるが、実際にその任命権をにぎっているのは、郡の掾史中最高の職権をもつ功曹である。

功曹は群吏進退の実権をにぎり、諸曹を統轄する掾史中の最も権力ある職であることは、さきにも述べたところであるが、郡の太守は、その地方統治の実権を功曹に委ねることの多かつたことは、南陽郡の太守成瑨と功曹岑暉、汝南郡の太守宗資と功曹范滂との著名な関係（後漢書党錮伝序）の外にも多く事例があつてこれを知ることができる。それ故、南朝劉宋のとき劉湛が「今世の宰相何ぞ難きや、此の政当に我が南陽郡の漢世の功曹のみ」といつて、漢代の郡における功曹の地位と職掌を、南朝の宰相の地位に比していることは、若干の誇張があるにしても、故なしとしない。功曹には土着の土豪の有力なものが任ぜられることは文献中にも明証がある。前漢末、「郡の著姓であつた」郭昌は「財産数百万」をもち、

「郡に仕えて功曹となり」(後漢書皇后紀上)、寇恂は上谷郡昌平県の人で「世々著姓で、郡の功曹となり」(後漢書本伝)、後漢の豪族馬援の族孫馬援は、「建初中、郡に仕えて功曹となり」(後漢書馬援伝)、魏郡繁陽県の名族馮勤も郡の功曹となり(後漢書本伝)、南陽の富裕な豪族樊宏の族孫樊準も郡の功曹に任じている(後漢書樊宏伝)等々、一々例を挙げるまでもない。このような土着の豪族である功曹が、郡中の大小さまざまな土豪・豪族の一族中の人から掾史を任用し、その昇進黜退の権をにぎっているのであるが、その際彼の掾史任用は所謂郷論によって規制される。例えば、宦官唐衡がその権力を利用して、汝南郡太守宗資に圧力をかけて、郡中の李頌という人物を、郡の掾史に任用することを請託したとき、郡の功曹范滂は、李頌が「郷曲の棄つる所」の評判の悪い人物であるので、その人を任用すること承知せず、太守も遂にそれをあきらめた(後漢書范滂伝)という事例、また、同じく、当時中央の権力者である宦官侯覽が、潁川郡の太守高倫に、郡中の某を郡の文学掾に任用することを請託したとき、郡の功曹であった陳寔は、その人物の非なるを知ったが、これを拒否すれば太守高倫に災のか

かることおそれ、敢えて自己の責任においてこれを任用して、郷論の非難を甘受した、という事例(後漢書陳寔伝)からも知られるように、功曹の掾史任用の規準となるのは、郷里の輿論である。汝南の月旦評で名高い許劭も郡の功曹であったのであるが、彼の人物評価にも郷論が大きなささえになっていたであろう。すでに古くから郡県の吏任用の規準が郷里の輿論にあることは、例えば韓信は「家貧にして行なきため、推択されて吏となるを得ず」(漢書韓信伝)とあることから知られるのであるが、「杜篤は少にして博學であつたが、少節を修めなかつた」ため「郷里の廢する所となり、美陽に客居した」(後漢書文苑伝・第五倫伝)とか、前述の李頌が「郷曲の棄つる所となつた」という事例からも、そこに郷里の輿論の一種の共同体的規制があることが知られる。そういう郷里の輿論は、文献には「郷里之語」「郷里之号」として風諺の形式をとって表現されているが、そのような郷里の輿論は上述のような郷里の自律的秩序の中から生れてくるものである。そういう郷里の輿論の直接の形成者は、郷党の自律的秩序の維持者、すなわち指導者層ではあらうが、彼等自体が上述のように郷族一般の支持

の上になり立っている一面もあることを考えると、その輿論のもつ固有な共同体的性格を否定することは出来ない。私はかつて民間における自律的秩序の法的表現として「約」の問題をとり上げ、⁽²⁾ 移住聚落の長である田疇の制定した「約」を分析して、それは田疇の成員に対する規制力を客観化する命令的性格のものであるが、それが現実に成員に対して拘束力をもったのは、成員の田疇に対する心情的支持があつて内面からそれをささえていたからだ、ということを示した。集団の長に対する成員のそのような心情支持が生れてくるのは、谷川氏⁽³⁾ が正しく指摘したように、集団の長と成員とが、その間に上下の支配関係を含みながらも、具体的現実的課題を共有し、しかもその共有する集団の課題を集団の長が十分に果たす能力があるという期待と信頼を成員がもつからに外ならない。集団の長の定めた「約」は、現実にはそのような上下の支配関係の秩序化の表現ではあるが、それが「約」という形式をとるといふ基盤は上下関係そのものにはない。「約」の成立する基盤は、集団の長と成員とが具体的・現実的課題を共有しているという集団のもつ共同体的側面においてである。従つて集団の長自

身が自ら定めた「約」を破る程にその権力を恣意的に行使し、その恣意的に強化された上下関係が集団の共有する課題を破壊する場合には、成員の心情的支持を失うわけで、集団はその長をすてて新たに長を擁立することになる。所謂易姓革命の基本型は民間の共同体のミクロの世界にも内在しているのであつて、そのことは郷里の父老的土豪の維持する自律的秩序の場合にも同一構造をとるものと考えられる。そして前述の郷論のもつ共同体的性格とは、このような構造をもつ土豪の自律的秩序の一つの反映であらう。

さて、以上の断片的考察によつて、那県の地方統治の下部官僚機構の外皮に覆われている実際の社会関係を、その外皮をやぶいて、かいま見たのであるが、那県の府廷は、上述のような構造をもつ自律的秩序を維持する大小さまざまな土着勢力の連合の上になつていゝといつても過言ではない。そして彼等のもつ土着の規制力を内面からささえる上述のような郷論的共同体的性格は、国家権力の個別的人類的支配の現実化において、彼等の認める国家的支配の正当性を超える恣意的暴政をチェックする役割を果たしたのである。それ故、宦官等による郷論

を無視した地方官の任命や掾史の任用によって恣意的暴政が現実化したとき、郷論の支持のもと敢然とそれにたたかい党錮事件のきっかけをつくったのは、范滂・張儉・岑暉等の功曹・督郵の職にある掾史たちであった。

また、彼等の保持する自律的秩序を無視して、強権をもってそれが破碎をあせる地方官はかつて明らかにしたように、これら下部官僚の族党の強い抵抗に遭うこととなる。また政道よろしきを得ずして国家権力が乱脈におち入った場合には、彼等郡県の掾史は、その温存強化した自律的勢力をひきいて、国家権力に対抗する叛乱集団の組織幹部に転化するのである。王莽の末年、下江新市の兵の起るや、衆数百人を羽山に聚めて挙兵した南陽郡冠軍県の掾史がすこぶる多かつたことは、かつて指摘したところである。

郡県のあの龐大な下部官僚組織は、単に官僚機構として制度史的側面からのみ見るべきではない。それを内面からささえ動かしているのは、土着の大きさまざまの土豪層の維持する自律的秩序の固有な構造なのであって、

そこで重要なのは、官職の体系や官秩の次序なのではなく、その点から見れば郡の地方統治の実権者である功曹すら、他の掾史と同じく官秩はわずか百石の卒史なのである。このような土着勢力との関連からする郡県の掾史による地方統治の実態の究明は、文献の面ではこの下部官僚組織の下にかくされている土着の自律的秩序の構造をより具体的に明らかにする上で、またそれと相互関連をもつ国家秩序の独自のあり方を明らかにする上で、今後追求さるべき重要な課題となる。

- (1) 嚴耕望「漢代地方行政制度」、歴史語言研究所集刊第二十五本、一九五四。
- (2) 前掲拙著第一編第四章戦国秦漢時代の集団の約について。
- (3) 谷川道雄「東洋史研究者における現実と学問」、新しい歴史学のために。no. 68。
- (4) 拙稿「漢代郡県制の地域的考察」、中国古代史研究会篇「中国古代史研究」所収。
- (5) 前掲拙著第一編第一章。

五

以上において、私は浜口氏の指摘から、問題を展開さ

せて来たのであるが、実は、そのような指摘は、すでに端緒的な形においては顧炎武によってなされていたのである。

日知録卷八掾属の項に、「古文苑、王廷寿桐柏廟碑人名に注して、掾属は皆郡人なりと謂う。漢世用人の法を攷す可し。今、之を漢碑に攷するに、皆然り。独り此廟のみならざるなり。蓋し其時惟守相のみ朝廷より命ぜられらるるも、曹掾より以下は本郡の人に非ざるはなし。故に能く一方の人情を知りて、之が為めに利を興し害を除く、其の之を辟用する者は即ち守相より出ず、後代の官の一命以上皆吏部によるに似ず、……隋氏選を革むに及びて尽く他郡の人を用う。」とあることは、周知のところであろう。

しかし、私たちにとって重要なことは、顧炎武が単に史実考証としてこの關係を指摘したということではなくて、どのような問題関心から、この事実をとり上げたかということである。顧炎武は明末清初の動乱の中に生きて、そこで明の滅亡をもたらしださまざまの制度上の欠かんと弊害を身をもって痛感したのであるが、その際彼が痛感した最大なことの一つは、民生の保全の任にあた

るべき郡県の地方官が、各地に蜂起する流賊や、侵入して来た満州族の侵攻の前に、何ら抵抗を示すことなく、また死守することなく四散し、彼等をして無人の境に入るが如く跳梁をほしのままにさせ、却って身を置いて抵抗をこころみたのは土着の人士たちであったという、事実である。「今の州県は、官に定守なく、民に定奉なく、是を以て常に盜賊戒翟の禍ありて、一州に至れば則ち一州破れ、一県に至れば一県破る」(郡県論四、亭林文集卷二)といい、また、「予嘗て山東・河北を歴覽せしに、兵興りし以来、州県の能く残破に至らざる者は、多く之を豪家大姓の力に得て、尽くは其の長吏に恃まず」(裴村記、亭林文集卷五)といっている通りである。そのような際彼ら州県の長官をして「死を効して去ること勿きの守あらしめ、合従締交の拒あらしめる」ことができなかつたのは、政治組織の欠陥によると、彼は考えたのであった。すなわち、今日の制度上の弊害の最も大なるものは、権力がすべて天子一人に集中しすぎたことであって、「四海の内を尽して我が郡県となして猶足らず、」そこで民治にあたるべき州県の地方官をすべて疑って権力を分与せず、これを監察するために監司を設け、ま

たその上に督撫を設け、このようにすれば「守令も其の民を残害し得ない」と思い込み、このために守令はただ過失なく早く任期を終えて他に転任することだけを考へ、民のために利を興す、などということは全く考えなくなる、ということには気付かなかつたからだ、と顧炎武はいうのである(郡県論一)。「天下の尤も急なる者は、守令親民之官なるに、今日の尤も権無き者は、守令に過ぐるものなし。守令権なくして、民の疾苦、上に聞せず、安んぞ其の太平を致して国命を延ぶるを得んや。……夫れ辟官・濫政・理財・治軍は、郡県の四権なり。而るに今皆以て之を専らにするを得ず。……是を以て濫事を言うも事権は郡県に在らず、興利を言うも、利権は郡県に在らず、治兵を言うも、兵権は郡県に在らず、尚、何を以て復其の富国裕民之道を論ぜんや。」(日知録卷七守令)といひ、また「今日に至りては、……守令の任ずるに足らざるや、多く之に監司を設け、監司の又任ずるに足らざるや、重ねて之に牧伯を立て、尊を積み重を累ねて、以て其の上に居き、下に其の職を与分する者なし。公廉勤幹の吏と雖も、猶以て治を為す能わず、況んや之を非人に託するにおいておや。」(日知録卷七郷亭出職)と

いつているのも、みなその意味である。

この欠陥をのぞくためには、親民の官である県の「令長の秩を尊くし、之に生財治人の権を与え、監司の任を罷め、世官の奨を設け、辟属の法を行わ」なければならぬ(郡県論一)。すなわち何よりも先ず県令には「必ず千里以内の其の風土に習うの人を任用し」これを世襲の官として土着化せしめ、またその下部官僚には、県邑土着の人を、県令自身が任用できるようにしなければいけない(郡県論二)。人々がその家をおもひ、その子を私愛するのは、不変の人情であつて、それと同じように、県令をして、その県の土地人民を自分の土地、自分の一族子孫と同じように考えさせるように制度を変えなければいけない。「天下の人、各々其の家を懐い、各々其の子を私するは、其れ常情である。天子の為、百姓の為にする心は、必ず其の自らの為にするに如かない。……聖人は因つて之を用い、天下の私を用いて、以て一人の公を成して、天下が治まるのである。夫れ県令をして其の百里の地を私し得せしめるならば、則ち県の人民は、皆其の子姓(一族子孫)であり、県の土地は皆其の田疇である。……子姓であれば、則ち必ず之を愛して傷つくるな

く、田疇であれば、則ち必ず之を治して棄てることはない。……一旦不虞の変があつても、必ず、劉淵・石勒・王仙芝・黄巢の輩が千里を横行すること無人の境に入ることが如きあのような状態にはならない。ここに於てはじめて、死を効して去ることなきの守が有り、合従締交の拒が有ることになる。これは天子の爲めにでなく、其の私爲めなのだが、其の私のために行うことが、天子の爲めにする所以なのである。故に天下の私は、天子の公なのである。」(郡県論五)というはそれである。

封建が變じて郡県になつたのは、権力が下に集中しすぎて分裂をきたし封建の弊がきわまつたからで、それは歴史の必然である。今や権力が上に集中しすぎて郡県の弊きわまり將に變せんとしているのであるが、それは昔の封建にかえることではなく、封建の意を郡県の中に寓することである。末端の県に一種の自治的要素を加味して、県令を世官として土着勢力と一体化させることが、すなわちそれである、と顧炎武はいうのである。封建が何故に郡県に變つたのか、という歴史の必然を知らば郡県も弊がきわまれば、また將に變せんとすることを知るのであるが、變らないのは民生の保全という目的で

あり、天子たる者は民生保全の責任者である、ということである。民生の保全のために制度が立てられ、その制度がやがて極端にはして民生の保全に弊害を生んでくると、その弊のきわまるころ、その制度は變ぜざるを得なくなるの歴史の必然だ、彼は考える、

「民の爲めに之が君を立つ、故に爵を班つるの意は、天子と公・侯・伯・子・男と一也、絶世の貴に非ず。耕に代りて之に禄を賦つ、故に禄を班つるの意は、君・卿・大夫・士と庶人の官と在る者とは一也、事すること無きの食に非ざる也、是の故に天子一位の義を知れば則ち敢て民の上に肆にして自ら尊しとせず、禄以て耕に代るの義を知らば、則ち敢て厚く民より取りて以て自ら奉ずることとをなさず。」(日知録卷七周室班爵禄)という。顧炎武も爵制の理解において孟子や白虎通の、天子も爵称の一つだという、天子一位の説に従う。爵制のこのような伝統的意味からみちびかれるのは、当然天子専制ではなく、すなわち独治ではなく、衆治である。「人君の天下に於けるや、独治する能わざる也。」(日知録卷六愛百姓故刑罰中)ともいい、「所謂天子なる者は、天下の大権を執る者也、其の大権を執るとは奈何ぞ、天下の権を以て之を天

下の人に寄して、而して権は乃ち天子に帰す。公卿大夫より百里の宰に至るまで、一命の官も、天子の権を分ちて以て各々其の事を治せざるはなく、而して天子の権は乃ち益々尊し。」(日知録卷九守令)ともいっている。しかるに今は、「万機の広、固より一人の能くする所に非ざる」のに、天下一切の権を尽く上に収めすぎて、上述のように、天子は人々を疑い、天子の権を人臣に分寄せず、守令親民の官の上に数々のそれを制肘監司する官を累層的にかさねて行ったため、守令は権なく、ただ恟々として過失をとがめられることを恐れて、無事転任を願い、積極的に民生保全につくすというようなことは、考えられなくなった。彼は、身をもって、明末の地方政治の制度上の欠陥を痛感するのである。そして、そこから、前述のような、県令の権を重くして之を世官とし、県邑土着の人士を任用し、それを一種の土着勢力と一体化することによって、封建の意を郡県の中に寓することを説くのであるが、このような見解を彼がいだくにいたったのは、彼の現実の体験と不可分にむすびつく彼の歴史研究から、自国の歴史の展開をささえる主体的要因として、土着的諸勢力、殊には彼の所謂「氏族」「宗族」のもつ

土着的組織力と規制力を高く評価していたからに外ならない。彼は、裴村記でつぎのようにいっている。

「嗚呼、治道愈々下りてより、国に疆宗なし。疆宗なく、是を以て国を立つるなし。国を立つるなく、是を以て内潰外畔して、卒に亡に至る。然らば則ち宗法の存する、人紀を扶け、国勢を張る所以に非ざるか。余、聞喜県の裴村に至り、晉公の祠に拝す。其の苗裔を問うに、尚一二百人、耒を釈てて陪拝する者有り、出でて官道の旁に至り唐時の碑の其の譜牒世系を載せるのを読み、隴に登りて望めば、十里之内邱墓相連なり、其の名字官爵の攷す可き者、尚百数人なり。……汾陰の薛氏は河に憑りて石虎・苻堅割拠の際に自ら保して、未嘗て一たびも朝に仕えず、猗氏の樊・王は義兵を挙げて以て高歡の衆に抗す、此れ三代の法猶存するに非ずして、其の人の賢なる者又之を率えて以て家を保し宗をホウ充ホウうの道、胡んぞ以て能く久しくして衰えざること是の如きや。……予嘗て山東・河北を歴覽し、兵興りしより以来、州県の能く残破に至らざる者は、多く之を豪家大姓の力に得て、尽くは其の長吏に恃まず。……周官『太宰、九兩を以て邦国の民を繋ぐ、五に曰く宗、族を以て民を得』と。……」

夫れ封建の治を復すること能わず。而して士大夫の勢に藉りて以て其の国を立てんと欲する者は、其れ氏族を重んずることに在るか。其れ氏族を重んずることに在るか。」と(亭林文集卷五裴村記)。

また日知録卷二十三社の項では「今日人情を相与にするものは、惟年・社・郷・宗の四者のみ、四者を除却すれば、すなわち窅然として其の天下を喪う」ともいつている。(社については、彼がかつて復社の同人であり、それが明末清初の満州族の侵入支配に対する彼をふくめての当時の士大夫の抵抗運動の一つの母胎となったこと、また両漢風俗論等における彼の党錮の流に対する積極的評価等を想起せよ。)

以上のような、自国の歴史をささえる主体的要因としての、彼の所謂「氏族」「宗族」の土着的組織力に対する歴史的評価が、県令を世官として土着化せしめることによって、県民をその一族子孫と同視させ、その自愛の常情に藉りて、民生保全と外敵抵抗の実を上げしめようとする、彼の「封建の意を郡県に寓する」立論にも重要なささえとなっていることは明らかであるが、この様な見解をいなく彼にとっては、漢代の地方統治機構は、きわめて重要な関心の対象となつたのは当然である。彼

が、前述の日知録卷八掾属の項で、漢代の郡においては掾史以下の下部官吏は本郡の土着の人を用い、しかもそれは郡の太守の自辟によることを発見し、それが民生保全にきわめて有効適切な制度として高く評価していることは、単なる事実考証としてではなく、それは、以上のような意味における主体的理解による内面的視野からささえられている史実の発見と解釈であつたのである。それは、そこに附記されている、唐の魏元同の長文の上疏と併せよめば、尚一層はつきりするであろう。同様のことは同じく卷八の郷亭之職の項における三老の職制に対する高い評価、また卷八の漢令長の項において「漢時の令長は、太守に於いて属吏を称すると雖も、然れども往々能く自ら其の意を行い、上官の奪う所とならず」として、茂陵県令蕭育や舒泉令陶謙の事例を例証として「漢時の長吏の能く自ら樹立する」ことを発見し強調したのも、上述のような主体的内面的視野においてである。

彼のそのような内面的視野からする主体的歴史解釈によれば、君主専制(彼のことはよれば君主独治)ということは、官僚系列、殊に地方官から自ら裁量する一切の権力を奪つて天子に集中することで、官僚群は天子の全く

の手段と化し、そのことは同時に民間の土着勢力のもつ組織力・規制力と官僚体系の末端との断絶を意味し、その断絶の上にはいかに官僚体系を整備していてもまた整備すればするほど、結果においては官による人民の十分な把握を不可能にすることとなる。そのような君主独治は隋唐を経て宋においてあらわれ、明末においてはすでにその弊害はまさにきわまろうとしているという。これに対し、官による人民の十分な把握を実現するためには、民間の土着勢力のもつ組織力と規制力を官僚体系の末端、すなわち地方官僚機構の中にとり入れることが必要で、地方官に自己裁量の余地を残し（天子の権を分与し）、これが理想的な天子一位の衆治で、漢代の制は、ややそれに近いと解する。等しく郡県制ではあるが、この場合は封建の遺風がのこっているからであるという。したがって、今日、日本の学界で問題となっている、秦漢帝国の皇帝の全人民に対する所謂個別的人身的把握の体制が現実化し貫徹するためには、彼の主体的な歴史理解によれば、民間の土着勢力のもつ組織力と規制力の媒介が必要で、それを国家が利用して、これを地方官僚の末端機構の中に組み入れることが不可欠の前提条件とな

り、またそれなくしてその人民の十分な把握は不可能だということになる。

顧炎武のこのような内面的視野からする主体的歴史理解は、彼を規定する歴史的諸条件について又別に慎重な考慮が必要であるが、私たちにとつても、無視し得ない視角を提供してくれるものである。私がここで問題にしたのは、彼の上述のような内面的視野に立つ歴史理解の視角であつて、その個々の史実解釈や論策についての検討は、又別の問題である。例えば、彼が自国の歴史の展開をささえる主体的要因として重視した、彼の所謂「氏族」の如きは、今日の社会史的水準において十分に検討しなければならぬのは勿論である。それは先秦時代の氏族制とは性格を異にするものであることはことわるまでもない。また彼の士大夫としての階級的立場から軽視されたそのもつ組織力と規制力を内面から規定しそれとの矛盾を内包する上述のような独自の共同体的側面こそ私たちにとつては重要なのであり、それをより具体的に分析して行くためには、分解された個々の家々の同姓的結合の面のみでなく、それとむすびつく異姓結合の方式、所謂主客結合の方式を従来一般にそれのとり形態と

して解されたものよりも広い意味に拡大して、さまざま
な形態をとる異姓結合の従属方式の分析に耐える鋭利な
武器にまできたてて行かなければならない。重要な問題
は、具体的には大小さまざま形態をとる土着勢力の部
分的に組織する自律的秩序の上述のような構造、そこに
おける上述のような上下の支配関係と、それをささえま
たそれとの矛盾を内包する共同体的側面との具体的関連
のあり方、そしてそのような構造をもつ自律的秩序がさ
らに上の国家権力や国家秩序をどのような独自の仕方
で内面からささえまたそれと矛盾する契機を内包するかを

主体的に追求し、その両者の相互関連の仕方の時代的相
違を明らかにして行くことであろう。停滞論克服の道
は、そのような内面的視野に立って、中国の歴史の展開
をささえる主体的要因を定立し、その機能する諸側面
の時代的相違を明らかにすることからはじまるのであろ
う。顧炎武をここに引合いに出したのはそのような私た
ちの追求に、改めて顧るべき重要な示唆を与える一例と
してにすぎない。

(一九六二、一、二〇)

(一橋大学教授)